

○津山工業高等専門学校教育システム点検委員会

規程

平成 18 年 2 月 28 日
規 程 第 2 2 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規程第 6 号 平成 21 年 11 月 25 日規程第 35 号
平成 29 年 3 月 21 日規程第 19 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校に、教育システムの点検並びにその結果の公表を行うため、津山工業高等専門学校教育システム点検委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学習・教育目標に基づく教育の実施に関すること。
- (2) 教育の内容と質の保証に関すること。
- (3) 学生や社会の要望を教育プログラムへ反映すること。
- (4) 教育点検システムの点検に関すること。
- (5) 第三者評価及び外部評価に関すること。
- (6) その他教育システムの点検に関すること。(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、各号に掲げる委員は、原則として互いに兼ねることはできない。

- (1) 校長が指名する教員 2 人
- (2) 専攻主任のうちから 1 人
- (3) 教務主事補のうちから 1 人
- (4) 学生主事補のうちから 1 人
- (5) 寮務主事補のうちから 1 人

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(任期)

第5条 第3条第1号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第6号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月25日規程第35号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規程第19号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。